第72回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和元年6月25日(火曜日)午前10時
(受付開始　午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　5階コンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

「スマート行使」で、
スマートフォンでの議決権行使が便利に。
詳しくは同封のご案内チラシをご確認ください。

決議事項

第1号議案 … 取締役８名選任の件
第2号議案 … 監査役１名選任の件
第3号議案 … 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目　次

第72回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告……13
連結計算書類……29
計算書類……32
監査報告書……36

ソーダニッカ株式会社
証券コード：8158

(証券コード　8158)
令和元年６月３日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋三丁目６番２号
ソーダニッカ株式会社
代表取締役社長　長洲崇彦

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、令和元年６月24日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　令和元年６月25日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 ５階コンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

３．目 的 事 項

報告事項

１．第72期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第72期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

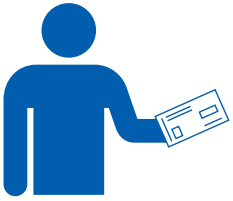
◎開会間際は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sodanikka.co.jp）に掲載しておりますのでご覧ください。なお、当該連結注記表及び個別注記表につきましては、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sodanikka.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限｜**令和元年６月24日（月曜日）午後５時20分 到着**



■インターネットによる議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳細は４ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限｜**令和元年６月24日（月曜日）午後５時20分 まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

※詳しくは同封のご案内チラシをご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】　https://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

〈スマート行使について〉



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは、同封のご案内チラシをご覧ください。

1．議決権行使のお取扱いについて

⑴インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

⑵議決権の行使期限は、令和元年６月24日（月曜日）午後５時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって、複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2．「議決権行使コード」及び「パスワード」のお取扱いについて

⑴パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

⑵その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
1	長洲（ながす） 崇彦（たかひこ）	再任	代表取締役社長 海外事業統括 兼海外本部長	100% (16回中16回出席)
2	毛利（もうり） 正人（まさと）	再任	取締役兼常務執行役員 経理部門長 兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当	93% (16回中15回出席)
3	宮本（みやもと） 隆博（たかひろ）	再任	取締役兼常務執行役員 機能材セグメント長 兼スペシャリティケミカル営業本部長	100% (16回中16回出席)
4	細谷（ほそや） 巖（いわお）	新任	常務執行役員 化学品セグメント長 兼基礎化学品営業本部長 兼Go forward全体統括 兼支店担当	－
5	足立（あだち） 吉正（よしまさ）	再任 社外 独立	社外取締役	93% (16回中15回出席)
6	池田（いけだ） 純（じゅん）	再任 社外 独立	社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役	100% (16回中16回出席)
7	渡（わたり） 祐二（ゆうじ）	新任 社外 独立	ライオン株式会社 顧問	－
8	古川（ふるかわ） 裕二（ゆうじ）	新任 社外 独立	りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長	－

1 長洲崇彦（ながす たかひこ） （昭和32年12月22日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年４月	当社入社
平成17年４月	当社化学品第一部長
平成22年６月	当社取締役兼執行役員化学品営業本部副本部長
平成23年４月	当社取締役兼執行役員経営企画本部副本部長
平成24年４月	当社取締役兼執行役員経営企画本部副本部長兼事業戦略部門海外グループ長
平成24年５月	当社代表取締役社長（現在に至る）
平成30年４月	当社海外事業統括兼海外本部長（現在に至る）

所有する当社の株式数

85,405株

●取締役候補者とした理由

長洲崇彦氏は、化学品事業、経営企画、事業戦略などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、平成24年５月より代表取締役社長としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 毛利正人（もうり まさと） （昭和33年２月１日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年４月	当社入社
平成17年４月	当社札幌支店長
平成22年６月	当社執行役員
平成23年４月	当社化学品第二本部長
平成24年６月	当社取締役（現在に至る）
平成25年４月	当社化学品担当本部長（化学品第一部・化学品第二部・環境薬品部・化学品営業戦略担当）
平成25年６月	当社常務執行役員（現在に至る）
平成26年６月	当社化学品営業戦略担当本部長兼化学品第一部・化学品第二部・環境薬品部管掌兼仙台支店長
平成27年４月	当社化学品本部長
平成28年４月	当社グループ財務統括兼経営管理・リスク管理・経営改革担当
平成29年４月	当社グループ全社財務統括兼ＩＲ・リスク管理・コンプライアンス・内部統制・経理部門・総務部門・監査室担当
平成30年６月	当社財務統括兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制・経理部門担当
平成30年９月	当社経理部門長兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当（現在に至る）

所有する当社の株式数

39,803株

●取締役候補者とした理由

毛利正人氏は、化学品事業の分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、平成24年６月より取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 宮本 隆博（みやもと たかひろ） (昭和37年２月14日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年４月	当社入社
平成21年４月	当社広島支店長
平成25年４月	当社執行役員 機能材本部長
平成25年６月	当社取締役 （現在に至る）
平成27年４月	当社機能材本部長兼支店管掌
平成27年６月	当社常務執行役員 （現在に至る）
平成28年４月	当社営業統括本部長兼営業全般管掌
平成29年４月	当社国内営業全般統括兼基礎化学品営業本部・スペシャリティケミカル営業本部・機能材営業本部担当
平成30年６月	当社営業全般統括兼基礎化学品営業本部・スペシャリティケミカル営業本部・機能材営業本部担当
平成31年４月	当社機能材セグメント長兼スペシャリティケミカル営業本部長 （現在に至る）

所有する当社の株式数

30,645株

●取締役候補者とした理由

宮本隆博氏は、機能材事業などの営業分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、平成25年6月より取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 細谷 巖（ほそや いわお） (昭和36年２月10日生)

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年４月	当社入社
平成18年４月	当社紙パルプ部長
平成25年４月	当社札幌支店長
平成27年４月	当社経営企画室長
平成27年６月	当社執行役員 経営企画室長
平成29年４月	当社執行役員 営業統括本部長兼経営企画室長
平成30年４月	当社常務執行役員 （現在に至る）
平成31年４月	当社化学品セグメント長兼基礎化学品営業本部長兼Go forward全体統括兼支店担当 （現在に至る）

所有する当社の株式数

13,848株

●取締役候補者とした理由

細谷巖氏は、紙パルプ事業、経営企画の分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。

5 足立吉正（あだちよしまさ） (昭和23年11月27日生)

社外取締役候補者 | 独立役員 | 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年４月	日本鉱業株式会社入社
平成12年４月	日鉱金属株式会社 執行役員
平成15年10月	日鉱金属加工株式会社 代表取締役社長
平成18年４月	日鉱金属株式会社 代表取締役 副社長執行役員
平成21年４月	パンパシフィック・カッパー株式会社 代表取締役社長
平成22年７月	JX日鉱日石金属株式会社（現 JX金属株式会社）取締役 副社長執行役員
平成24年６月	同社 代表取締役社長 社長執行役員
平成27年６月	当社社外監査役
平成28年６月	当社社外取締役（現在に至る）

所有する当社の株式数

0株

●社外取締役候補者とした理由

足立吉正氏は、長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

6 池田純（いけだじゅん） (昭和27年２月28日生)

社外取締役候補者 | 独立役員 | 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年４月	三菱商事株式会社入社
平成10年12月	米国三菱商事本店 汎用化学品部長（ニューヨーク）
平成15年５月	三菱商事株式会社 経営企画部兼事業開発部
平成17年４月	同社 先端化学品本部長
平成18年４月	同社 執行役員
平成21年６月	三菱商事フードテック株式会社 代表取締役社長
平成24年11月	三菱商事ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長
	興人ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長
平成28年６月	当社社外取締役（現在に至る）
	西松建設株式会社 社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

西松建設株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数

0株

●社外取締役候補者とした理由

池田純氏は、長年にわたり商社等の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

7 渡（わたり） 祐二（ゆうじ） (昭和26年８月15日生)

社外取締役候補者　独立役員　新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	ライオン油脂株式会社（現 ライオン株式会社）入社
平成16年３月	同社 執行役員 ビューティケア事業本部長
平成19年３月	同社 執行役員 ハウスホールド事業本部統括部長
平成20年３月	同社 執行役員 購買本長部
平成22年１月	同社 上席執行役員 購買本部長
平成23年３月	同社 取締役
平成24年１月	同社 取締役 執行役員
平成26年１月	同社 常務取締役 執行役員
平成28年３月	同社 代表取締役 専務取締役 執行役員
平成30年３月	同社 顧問 （現在に至る）

重要な兼職の状況
ライオン株式会社　顧問

所有する当社の株式数

0株

●社外取締役候補者とした理由
渡祐二氏は、長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

8 古川（ふるかわ） 裕二（ゆうじ） (昭和36年９月24日生)

社外取締役候補者　独立役員　新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年４月	株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入社
平成21年３月	株式会社りそな銀行 執行役員
平成24年４月	同社 常務執行役員
平成25年４月	同社 代表取締役副社長兼執行役員
平成26年４月	同社 取締役兼執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員 株式会社りそなホールディングス 代表執行役
平成26年６月	株式会社りそなホールディングス 取締役兼代表執行役
平成28年４月	株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員
平成29年４月	りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長 （現在に至る） 公共財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 （現在に至る）

重要な兼職の状況
りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長
公共財団法人りそな中小企業振興財団 理事長

所有する当社の株式数

0株

●社外取締役候補者とした理由
古川裕二氏は、長年にわたり銀行の経営に携われており、経営者として豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．足立吉正、池田純、渡祐二、古川裕二の各氏は社外取締役候補者であります。
３．足立吉正、池田純氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
４．当社は、足立吉正、池田純の両氏と会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において両氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。また、渡祐二、古川裕二の両氏が本議案において新たに選任され就任した場合、同様の契約を締結する予定です。
５．当社は、足立吉正、池田純の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。また、渡祐二、古川裕二の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており原案どおり選任された場合は独立役員になる予定です。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役土屋洋泰氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

土屋洋泰（つちや ひろやす）（昭和36年１月29日生）

社外監査役候補者　独立役員　再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成４年４月　公認会計士登録
（現在に至る）
平成５年５月　税理士登録
（現在に至る）
平成19年６月　当社監査役
（現在に至る）
平成20年６月　監査法人まほろば　統括代表社員
（現在に至る）

重要な兼職の状況
監査法人まほろば　統括代表社員

所有する当社の株式数

1,265株

●社外監査役候補者とした理由
土屋洋泰氏は、公認会計士及び税理士として長年の豊富な財務等の知識と経験があり、当社経営陣から独立した監査機能を有していると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．土屋洋泰氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
３．当社は、土屋洋泰氏と会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において同氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。
４．当社は、土屋洋泰氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は独立役員になる予定です。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月23日開催の第59回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年67,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、本定時株主総会の時点において、対象取締役は4名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

譲渡制限期間が満了する前に対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した場合には、正当な理由により退任した場合又は疾病等の当社がやむを得ないと認めた事由による退任した場合及び死亡した場合を除き、当社は、本割当株式を取締役会の決議をもって、無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、本割当契約において別途定めるところによる。

(4) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、取締役会決議をもって本割当株式を無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり企業収益や生産は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら、海外の通商問題の動向等を起因として、期半ばから一部の業種に減速感が見られました。

当社グループに関係の深い業界につきましても、同様に輸出や生産に慎重な姿勢が見られ、また人手不足や運送費等の上昇懸念もあり、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、中期経営計画「Go forward STAGE 1」の最終年度に当たる事業年度として、事業領域・業種ごとにニーズを汲んだ提案営業を引き続き行い、これまでと同様に中国・ASEAN地域における海外取引の拡大、フィルム包材ビジネス及び環境関連ビジネスの強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,043億１千９百万円（前期比6.2％増）、営業利益13億７千６百万円（同9.7％増）、経常利益16億８千３百万円（同12.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億１千８百万円（同14.6％増）となりました。

▶連結業績

	前　期 平成30年３月期	当　期 平成31年３月期	前　期　比
売　上　高	98,199百万円	104,319百万円	6.2％
営　業　利　益	1,255	1,376	9.7
経　常　利　益	1,500	1,683	12.2
親会社株主に帰属する当期純利益	975	1,118	14.6

セグメント別の概況は次のとおりであります。

化学品事業

無機薬品につきましては、主力商品のか性ソーダは市況の回復及び取扱数量の増加により増収となりました。その他の商品ではアルミニウム化合物は需要の増加により、また鉄化合物は電子業界向け部材の生産が好調であったことにより、それぞれ増収となりましたが、塩素酸ソーダ及び重炭酸ソーダは取扱数量の減少により減収となりました。

有機薬品につきましては、製紙用ラテックス及びエチレングリコールは市況の回復により増収となりまし

たが、高分子凝集剤は取扱数量の減少により減収となりました。

資源・リサイクル処理剤につきましては、キレート剤が取扱数量の減少により減収となりました。

この結果、化学品事業といたしましては、売上高は前期に比べ8.3%増の765億７千６百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ13.2%増の25億８千７百万円となりました。

機能材事業

包装材料につきましては、ナイロンフィルムは中国向け輸出が好調であったこと、複合フィルムは新規開拓での販売が好調であったことにより増収となりましたが、ポリエチレンフィルムは取扱数量の減少により減収となりました。

合成樹脂につきましては、ポリエチレン樹脂が取扱数量の増加により増収となりましたが、タンク類は案件の減少により減収となりました。

機器類につきましては、機械器具設置工事が増収となりましたが、電気関連機器は大型案件の減少により減収となりました。

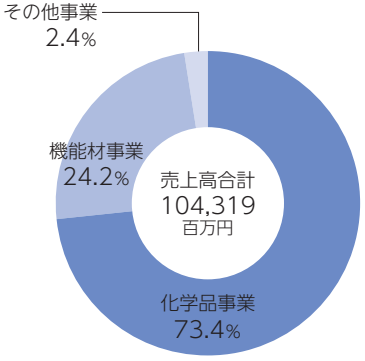
この結果、機能材事業といたしましては、売上高は前期に比べ1.0%増の252億８千３百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ8.9%減の６億３千５百万円となりました。

その他事業

その他事業につきましては、売上高は前期に比べ0.5%減の24億６千万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ17.9%増の８千万円となりました。

▶事業別売上高

セグメント	売上高	前期比	構成比
化学品事業	76,576百万円	8.3%	73.4%
機能材事業	25,283	1.0	24.2
その他事業	2,460	△0.5	2.4
合計	104,319	6.2	100.0



(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、化学品専門商社から脱却し、アグレッシブな化学品・機能製品の総合商社への変革を目指し、令和８年３月期を最終年度とする長期ビジョン「Go forward」を策定し、その達成へ向けて邁進しております。

その第一ステージである平成31年３月期を最終年度とした中期経営計画「Go forward STAGE 1」では、残念ながら目標数値には届かなかったものの、「意識改革」「行動改革」「経営改革」を推し進めてきたことで、次のステージで飛躍するための土台作りは出来上がったものと認識しております。

次期中期経営計画「Go forward STAGE 2」の内容につきましては、令和４年３月期から、収益認識に関する会計基準が変更され、当社の売上金額が変動することが想定されるため、その影響及び目標とする経営指標並びに具体的施策を含め策定中であります。株主の皆様には、策定が完了次第直ちにご報告させていただきます。

近年、持続可能な開発目標（SDGs）に対する社会的な要請が高まっております。当社もその達成に向けどのように貢献できるかを検討、実行してまいります。

また、引き続きコンプライアンスや環境貢献活動を経営の最重要課題の一つと認識し、企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。更に、コーポレートガバナンスの充実などステークホルダーの信頼に応えるとともに、人材育成や財務体質の強化に努め企業価値の向上を図ってまいります。

今後の日本経済の見通しにつきましては、10月に予定される消費税増税後の一時的な需要低迷は予想されるものの、雇用・所得環境の改善により、消費は緩やかな回復が続くことが期待されます。

一方、米中貿易摩擦の影響、英国のEU離脱問題等、世界経済の先行きの不透明さや、国内における人手不足、運送費の上昇等のリスク要因があり、これらの影響が当社グループに関係の深い業界へ波及するリスクが懸念されます。

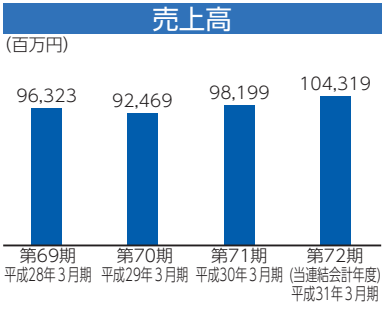
このような環境の中、当社グループの令和２年３月期の通期業績予想につきましては、売上高1,100億円（前期比5.4％増）、営業利益11億９千万円（同13.6％減）、経常利益14億４千万円（同14.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益９億６千万円（同14.1％減）を見込んでおります。

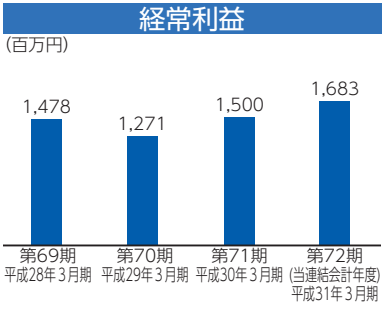
株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

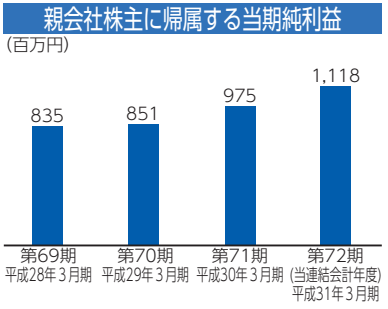
(5) 財産及び損益の状況の推移

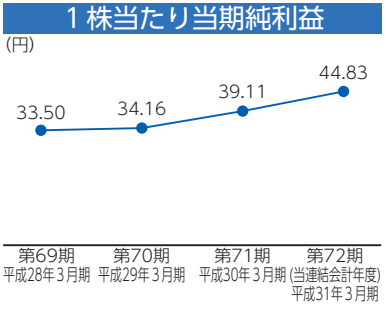
区　　分	第69期 平成28年３月期	第70期 平成29年３月期	第71期 平成30年３月期	第72期 (当連結会計年度) 平成31年３月期
売上高（百万円）	96,323	92,469	98,199	104,319
経常利益（百万円）	1,478	1,271	1,500	1,683
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	835	851	975	1,118
１株当たり当期純利益（円）	33.50	34.16	39.11	44.83
総資産（百万円）	52,145	54,681	62,411	63,001
純資産（百万円）	20,473	22,433	24,078	23,971
１株当たり純資産額（円）	820.83	899.42	965.39	961.12

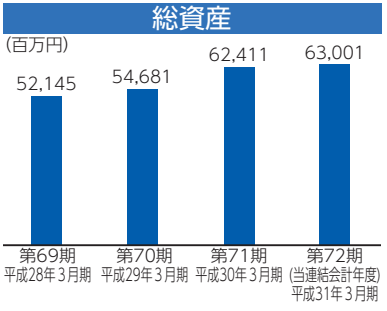
(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

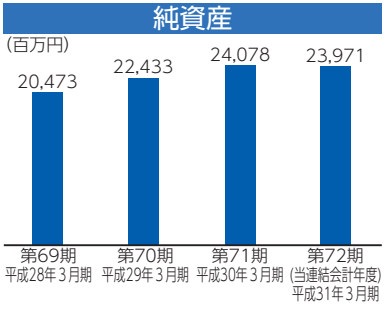












(6) 主要な事業内容

セグメント	主要商品群等
化学品事業	ソーダ製品、ソーダ二次製品、アンモニア系製品、その他無機薬品、塩素系・フッ素系・石油系溶剤、石油化学製品、有機ファインケミカル
機能材事業	合成樹脂原料、合成樹脂製品、ガラス繊維、包装資材製品、工事、機器、電子材料、産業用材料、資源リサイクル・処理剤
その他事業	連結子会社７社（ソーダニッカビジネスサポート株式会社、曹達日化商貿（上海）有限公司、PT. SODA NIKKA INDONESIA、株式会社日本包装、SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.、モリス株式会社、株式会社日進)、賃貸収入

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソーダニッカビジネスサポート株式会社	10 百万円	100 %	グループ会社の事務処理業務の受託、倉庫・運送業、化学工業薬品の販売
曹達日化商貿（上海）有限公司	300	100	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
PT. SODA NIKKA INDONESIA	349	97	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
株式会社日本包装	16	100	包装資材加工販売
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.	108	100	化学工業薬品・包装資材等の販売
モリス株式会社	10	100	海外進出企業のコンサルティング業務他
株式会社日進	30	100	包装資材・石油化学製品の加工及び販売、機器及び装置類の販売

(注) 上記子会社は連結子会社であります。

(8) 主要な事業所

①当社　本社：東京都中央区
支店：札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、高松支店、福岡支店

②子会社　ソーダニッカビジネスサポート株式会社（東京都中央区）
曹達日化商貿（上海）有限公司（中国　上海）
PT. SODA NIKKA INDONESIA（インドネシア　ジャカルタ）
株式会社日本包装（岡山県岡山市）
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム　ホーチミン）
モリス株式会社（東京都中央区）
株式会社日進（愛知県名古屋市）

(9) 従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男　　性	218 名	3 名（減）	41.7 才	16.5 年
女　　性	79	4　（減）	38.7	14.3
合計または平均	297	7　（減）	40.9	16.1

（注）従業員数には、定年再雇用者７名を含めておりますが、嘱託員、海外現地社員及び社外からの受入社員（計50名）は除いております。
ただし、平均年令及び平均勤続年数は定年再雇用者を除いて算出しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	1,600 百万円
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	900

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成31年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 24,941,824株（自己株式数226,176株を除く。）

(3) 株主数 6,467名（前期比314名増）

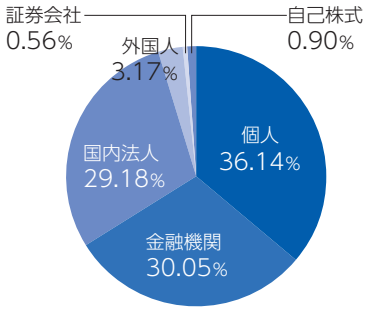
（内、議決権を有する株主数5,984名、前期比275名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社りそな銀行	1,215千株	4.87％
ＡＧＣ株式会社	1,124	4.50
セントラル硝子株式会社	1,124	4.50
株式会社三井住友銀行	1,100	4.41
株式会社みずほ銀行	991	3.97
株式会社ＡＤＥＫＡ	972	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	905	3.63
ソーダニッカ従業員持株会	630	2.52
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	590	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	583	2.33

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

▶所有者別株式分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成31年３月31日現在)

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長洲　崇彦	海外事業統括兼海外本部長
取締役兼常務執行役員	毛利　正人	経理部門長兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当
取締役兼常務執行役員	林　哲也	Go forward全体統括兼社長直轄PJ統括兼関係会社担当
取締役兼常務執行役員	宮本　隆博	営業全般統括兼基礎化学品営業本部・スペシャリティケミカル営業本部・機能材営業本部担当
社外取締役	西島　康二	SPK株式会社 社外取締役
社外取締役	足立　吉正	
社外取締役	池田　純	西松建設株式会社 社外取締役
常勤監査役	小柴　邦彦	
社外監査役	土屋　洋泰	監査法人まほろば 統括代表社員
社外監査役	菊池　眞	

(注) 1. 社外取締役西島康二、足立吉正、池田純、社外監査役土屋洋泰、菊池眞の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 社外監査役土屋洋泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 平成31年４月１日付で取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	林　哲也	
取締役兼常務執行役員	宮本　隆博	機能材セグメント長兼スペシャリティケミカル営業本部長

4. 取締役林哲也、社外取締役西島康二の両氏は本株主総会をもって任期満了により退任いたします。

＜ご参考＞取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。（平成31年４月１日現在）

役　名	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	増澤　茂	総務部門長
常務執行役員	細谷　巖	化学品セグメント長兼基礎化学品営業本部長兼Go forward全体統括兼支店担当
執行役員	望月和彦	営業統括本部長兼土木グラウト関連ビジネス担当
執行役員	木村知彦	機能材営業本部長兼スクールセットビジネス・インドネシア事業統括担当
執行役員	松尾保幸	大阪支店長
執行役員	目﨑龍二	経営企画室長兼IR担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	７名 （３名）	169百万円 （36百万円）
監査役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	26百万円 （14百万円）
合　計	11名	196百万円

（注）1. 上記には平成30年６月26日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に係る報酬が含まれています。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に費用処理した取締役に対する役員賞与引当金34百万円が含まれています。
3. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第59回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、昭和60年６月27日開催の第38回定時株主総会において月額３百万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外取締役及び社外監査役の兼職の状況は「3.（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	西島康二	16回中16回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取締役	足立吉正	16回中15回	—	当事業年度開催の取締役会に16回中15回出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取締役	池田　純	16回中16回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	土屋洋泰	16回中15回	11回中11回	当事業年度開催の取締役会16回中15回及び監査役会の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	菊池　眞	16回中16回	11回中11回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	33百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は、税務関連のアドバイザリー業務に係るものです。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。
(最終改定　平成27年５月12日)

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① すべての役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うため、「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。

② 「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施する。また、コンプライアンス委員会は取り組み状況を把握し、取締役会に報告する体制とする。

③　コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、「内部通報窓口」を社内に設置し、情報の収集と改善に努め、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
④　業務執行の状況を把握しその改善を図るため、「内部監査規程」を定め、これに基づき業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）が内部監査を実施する体制とする。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保存するものとし、管理水準の向上を図る。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　事業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「リスク管理総括規程」を定め、これに基づき事業継続のための体制を整備、構築する。
②　「リスク管理総括規程」に基づき、社長をリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理体制整備、教育、浸透を図る。また、リスク管理委員会は、当社の取り組み状況を把握し、取締役会に報告する。
③　事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理委員会が「緊急対策本部」を設置し、迅速な対応を行うことにより、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。
②　取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、監督を行う。
③　業務執行における重要事項については、経営会議を原則として毎週１回開催し、審議を行い、業務執行の円滑な運営を行う体制とする。
④　取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、責任と権限を明確にするとともに効率的に執行できる体制とする。
⑤　取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進する。

5　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

6　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
③ 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業績、財務状況等を定期的に当社に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を得る体制とする。
④ コンプライアンス、リスク管理の基本となる「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」「リスク管理総括規程」については、子会社も適用範囲に含め規程を配付し、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制とする。
⑤ 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、「内部通報窓口」（ホットライン）を当社と子会社の共用のものとして設置し、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、内部監査部門等の使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとする。
② 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとする。

8　当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
② 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に報告を行う。
④ 「内部通報窓口」（ホットライン）の担当部署は、内部通報の受付・対応状況について、定期的に当社監査役に報告を行う。
⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

9　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとする。
② 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。
③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2)「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに係るガイドライン及び諸規程を整備し、当社及び子会社に周知しています。当事業年度におきましては、コンプライアンス部門責任者によるコンプライアンス全体会議を２回開催し、コンプライアンス教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施のうえ、その実施状況を取締役会に報告しました。

② 情報保存管理体制

当社は、情報の保存及び管理を適切に行うため、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書は、文書管理規程その他関連する規程に基づき、適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しており、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしています。

③ リスク管理体制

当社は、当事業年度においてリスク管理委員会を８回開催し、リスク管理を着実に実行するため、リスク管理項目の見直し及び評価、対策の策定及び状況の確認等を実施のうえ、その実施状況を取締役会に報告しました。

④ 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を16回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。経営会議は、原則として毎週１回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営上の重要な事項の審議・決議や重要な業務上の報告等を行いました。

⑤ 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、定期的に子会社の経営状況・財務状況について報告を受け、重要度に応じて事前に当社の取締役会の承認を受ける体制にしています。

⑥ 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会を11回開催し、取締役の業務執行を監査しました。各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、経営会議付議事項や経営上の重要情報について、取締役・使用人からの報告や実地調査等により監査を行いました。また、各監査役は、内部監査部門（監査室）・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図りました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、「ソーダニッカ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に圧力を加える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒絶することを基本方針として定めるとともに、「行動ガイドライン」、「関係法令の手引き」において、反社会的勢力排除に関する具体的な行動基準を定め、役職員がこの行動基準を遵守するよう、周知徹底に努めております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等については特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の充実強化を図りながら、業績の推移を見据えた上で安定的な配当維持を基本としております。

内部留保金に関しましては、今後の事業拡大に伴う増加運転資金等に備えるものであり、将来的には収益の向上を通じて株主に還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当期の業績及び財務内容等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金につきましては、１株につき７円とさせていただきました。この結果、中間配当金７円を含めた年間配当金は14円となります。

連結貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**48,904**	**流動負債**	**35,827**
現金及び預金	9,281	支払手形及び買掛金	29,508
受取手形及び売掛金	38,011	短期借入金	5,071
商品及び製品	1,131	未払法人税等	287
その他	513	賞与引当金	263
貸倒引当金	△33	役員賞与引当金	34
固定資産	**14,097**	その他	662
有形固定資産	**1,663**	**固定負債**	**3,202**
建物及び構築物	439	繰延税金負債	1,406
車両運搬具	9	再評価に係る繰延税金負債	194
土地	1,087	退職給付に係る負債	1,071
その他	126	預り保証金	523
無形固定資産	**409**	その他	7
投資その他の資産	**12,023**	**負債合計**	**39,029**
投資有価証券	11,338	**純資産の部**	
長期貸付金	27	**株主資本**	**19,435**
その他	674	資本金	3,762
貸倒引当金	△17	資本剰余金	3,130
		利益剰余金	12,607
		自己株式	△64
		その他の包括利益累計額	**4,536**
		その他有価証券評価差額金	4,417
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	148
		為替換算調整勘定	27
		退職給付に係る調整累計額	△55
		純資産合計	**23,971**
資産合計	**63,001**	**負債及び純資産合計**	**63,001**

連結損益計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**104,319**
売上原価	**97,342**
売上総利益	**6,977**
販売費及び一般管理費	**5,600**
営業利益	**1,376**
営業外収益	**363**
受取利息	4
受取配当金	271
その他	87
営業外費用	**57**
支払利息	36
売上割引	6
その他	14
経常利益	**1,683**
税金等調整前当期純利益	**1,683**
法人税，住民税及び事業税	543
法人税等調整額	21
当期純利益	**1,118**
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,118**

連結株主資本等変動計算書 (平成30年４月１日から平成31年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年４月１日残高	3,762	3,130	11,838	△64	18,666
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△349		△349
親会社株主に帰属する当期純利益			1,118		1,118
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	768	△0	768
平成31年３月31日残高	3,762	3,130	12,607	△64	19,435

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成30年４月１日残高	5,242	△4	148	71	△46	5,411	24,078
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						—	△349
親会社株主に帰属する当期純利益						—	1,118
自己株式の取得						—	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△825	3	—	△43	△9	△875	△875
連結会計年度中の変動額合計	△825	3	—	△43	△9	△875	△106
平成31年３月31日残高	4,417	△0	148	27	△55	4,536	23,971

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**47,630**	**流動負債**	**35,529**
現金及び預金	8,586	支払手形	992
受取手形	9,257	買掛金	28,355
売掛金	28,409	短期借入金	5,000
商品及び製品	967	リース債務	1
前渡金	260	未払金	288
その他	169	未払費用	293
貸倒引当金	△21	未払法人税等	274
固定資産	**14,927**	前受金	7
有形固定資産	**1,474**	預り金	28
建物	198	賞与引当金	250
構築物	171	役員賞与引当金	34
機械及び装置	14	その他	3
車両運搬具	0	**固定負債**	**3,096**
工具器具備品	75	リース債務	1
土地	1,011	繰延税金負債	1,431
リース資産	2	再評価に係る繰延税金負債	194
無形固定資産	**400**	退職給付引当金	947
ソフトウェア	19	預り保証金	523
ソフトウェア仮勘定	373	**負債合計**	**38,626**
電話加入権	7	**純資産の部**	
水道施設利用権	0	**株主資本**	**19,369**
投資その他の資産	**13,051**	資本金	3,762
投資有価証券	11,324	資本剰余金	3,130
関係会社株式	732	資本準備金	3,116
関係会社出資金	346	その他資本剰余金	14
従業員長期貸付金	20	利益剰余金	12,540
破産更生債権等	15	利益準備金	417
敷金保証金	500	その他利益剰余金	12,122
会員権	127	固定資産圧縮積立金	71
その他	0	別途積立金	2,700
貸倒引当金	△17	繰越利益剰余金	9,351
		自己株式	△64
		評価・換算差額等	**4,562**
		その他有価証券評価差額金	4,415
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	148
資産合計	**62,557**	**純資産合計**	**23,931**
		負債及び純資産合計	**62,557**

損益計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**101,932**
売上原価	**95,375**
売上総利益	**6,556**
販売費及び一般管理費	**5,187**
営業利益	**1,369**
営業外収益	**353**
受取利息	2
受取配当金	270
その他	79
営業外費用	**50**
支払利息	36
売上割引	6
その他	8
経常利益	**1,671**
特別損失	**61**
関係会社出資金評価損	61
税引前当期純利益	**1,610**
法人税、住民税及び事業税	523
法人税等調整額	18
当期純利益	**1,069**

株主資本等変動計算書 (平成30年４月１日から平成31年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成30年４月１日残高	3,762	3,116	14	3,130
当期中の変動額				
圧縮積立金の取崩額				—
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	—	—
平成31年３月31日残高	3,762	3,116	14	3,130

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成30年４月１日残高	417	72	2,700	8,630	11,820	△64	18,649
当期中の変動額							
圧縮積立金の取崩額		△1		1	—		—
剰余金の配当				△349	△349		△349
当期純利益				1,069	1,069		1,069
自己株式の取得					—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	△1	—	720	719	△0	719
平成31年３月31日残高	417	71	2,700	9,351	12,540	△64	19,369

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成30年４月１日残高	5,238	△4	148	5,383	24,032
当期中の変動額					
圧縮積立金の取崩額				—	—
剰余金の配当				—	△349
当期純利益				—	1,069
自己株式の取得				—	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△823	3	—	△820	△820
当期中の変動額合計	△823	3	—	△820	△100
平成31年３月31日残高	4,415	△0	148	4,562	23,931

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年５月８日

ソーダニッカ株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 原さつき　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小 泉　　淳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーダニッカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年５月８日

ソーダニッカ株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 原さつき　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小 泉　　淳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月８日

ソーダニッカ株式会社監査役会

常勤監査役　小柴邦彦　㊞

社外監査役　土屋洋泰　㊞

社外監査役　菊池眞　㊞

以　上

MEMO

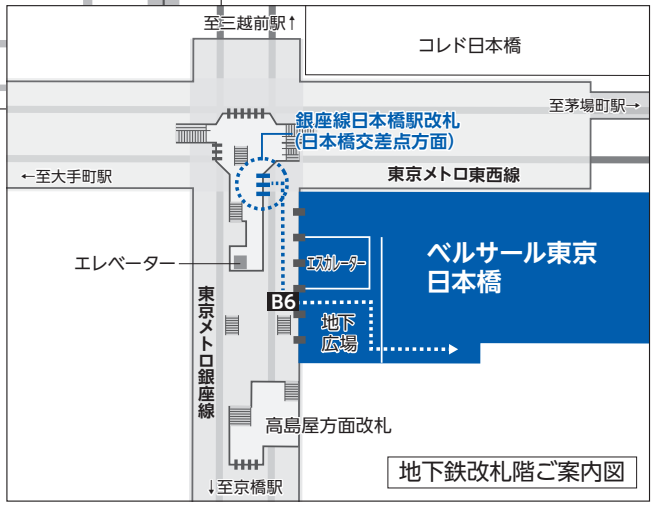
MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　５階コンファレンスセンター





交通のご案内

●地下鉄　銀座線、東西線、浅草線
日本橋駅Ｂ６出口（駅直結）
半蔵門線　三越前駅Ｂ6出口より徒歩3分

※会場へは地下1階のエレベーターをご利用ください。

UD FONT

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK